

## 別表

## 出品牛の衛生条件

検査・予防接種の証明が必要な疾病等	衛生条件等	検査・予防接種を行う期間
ヨーネ病	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入日前6ヵ月以内にスクリーニング法による検査（陽性の場合は家畜伝染病予防法施行規則別表第一による確定検査）を実施し陰性であること。</li> <li>なお、出品牛は、国が定めた「牛のヨーネ病防疫対策要領」に基づくカテゴリーⅠの農場で飼養されていることを原則とし、カテゴリーⅡの農場から出品は認めない</li> </ul>	令和5年3月22日以降
牛伝染性リンパ腫	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入日前6ヵ月以内にスクリーニング法による検査を実施し陰性であること。</li> <li>なお、陽性であった場合でもリアルタイムPCR法による確定検査を実施し、陰性であれば出品を認める。</li> </ul>	令和5年3月22日以降
アカバネ病	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入日前3週間以上6ヵ月以内に獣医師による予防接種を受けていること。</li> </ul>	令和5年3月22日から令和5年9月1日
牛呼吸器病	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入日前3週間以上6ヵ月以内に獣医師による予防接種（5種混合生又は不活化ワクチン或いは6種混合ワクチン）を受けていること。</li> </ul>	令和5年3月22日から令和5年9月1日
体貌検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入日前1週間以内に獣医師による臨床検査を受け、皮膚病、イボ等により体表に異常がない旨の証明</li> </ul>	令和5年9月15日以降

注1：監視伝染病等の発生農場からの出品については、他の出品家畜への感染の可能性も否定できないことから、原則として出品を認めない。但し、清浄化の判断ができる場合はこの限りではない。

注2：真菌症等の皮膚病及びイボ等体表（乳房も含む）に異常があるものは、他の牛への感染の恐れがあるため、罹患牛は搬入を認めない。

注3：「カテゴリーⅠ」とは、清浄確認が行われており、牛のヨーネ病防疫対策要領第3「発生予防対策」の規定により予防対策を講じ、かつ、第4の1「サーベイランスの実施及び証明書の交付」に定めるサーベイランスで陰性が確認された状態をいう。

「カテゴリーⅡ」とは、本病の発生があり、第5「発生確認時の防疫措置」に規定する措置又は第6「まん延防止対策」に規定する対策を講じている状態をいう。

注4：「5種混合生ワクチン」とは、牛伝染性鼻気管炎（IBR）、牛ウイルス性下痢粘膜病（BVD-MD）、牛パラインフルエンザ（PI）、牛RSウイルス病（RS）及び牛アデノウイルス病（AD）の混合ワクチンをいう。

「5種混合不活化ワクチン」とは、牛伝染性鼻気管炎（IBR）、牛ウイルス性下痢粘膜病1型・2型（BVD-MD1・2）、牛パラインフルエンザ（PI）、牛RSウイルス病（RS）をいう。

「6種混合ワクチン」とは、牛伝染性鼻気管炎（IBR）、牛ウイルス性下痢粘膜病1型・2型（BVD-MD1・2）、牛パラインフルエンザ（PI）、牛RSウイルス病（RS）及び牛アデノウイルス病（AD）の混合ワクチンをいう。

注5：「アカバネワクチン」はアカバネ単体ワクチンの他「牛異常産3種混合不活化ワクチン」および「牛異常産4種混合不活化ワクチン」も認める。

※「牛異常産3種混合不活化ワクチン」とはアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症  
「牛異常産4種混合不活化ワクチン」とはアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症  
およびピートンウイルス感染症の混合不活化ワクチンをいう。